

「甲州市地域応援商品券(第3弾)」取扱事業者募集のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大防止により売上が減少している事業者支援を目的とし、「甲州市地域応援商品券(第3弾)」を全市民に交付するにあたり取扱店を公募いたします。

商品券内容

※詳細については甲州市役所、甲州市商工会のホームページでご確認ください。

- 交付総額 約1.5億円
- 交付内容 1セット5,000円(1,000円券5枚綴り)。簡易書留で世帯全員分を世帯主宛に送付
※大型店・ドラッグストアでは使用できません。
- 交付対象者 ①令和4年7月1日において市の住民基本台帳に記録されている者
②令和4年7月2日から同年12月31日までに出生した者のうち、出生の日以降初めて住民基本台帳に記録される市区町村が、本市である者
- 利用期間 令和4年9月1日(木)～令和5年1月31日(火)
- 換金方法 回収取扱事業所(商業部会役員店舗)にて商品券回収後、甲州市商工会より振込

取扱店登録資格

- 甲州市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができる者。甲州市商工会員、非会員は問いません。ただし、次の事業者を除きます。
 - (1)特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
 - (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)が営業を行っている者
 - (3)下記の「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等

商品券の利用対象とならないもの

- 不動産及び金融商品
- たばこ
- ギフトカード、プリペイドカード等換金性の高いもの
- 国税、地方税、使用料等の公租公課
- 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- 公序良俗に反するもの

商品券取扱い厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券面額以下の利用であってもお釣りは渡さないで下さい。
- 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責を負いません。

申込方法及び締め切り

- 「甲州市地域応援商品券取扱店申込書」に記入のうえ、

令和4年7月14日(木)までに甲州市商工会にお申し込み下さい。

- ※上記「申込書」は甲州市HP及び商工会HPからもダウンロードできます。
- ※市役所観光商工課、勝沼・大和支所、商工会窓口でも配布いたします。

問合せ先

甲州市商工会 〒404-0042 甲州市塩山上於曾1154 TEL:0553-33-2236 FAX:0553-33-2795